

事業主の皆様へ

マイナ保険証の  
利便性向上中！



# 健康保険への新規加入の届出は、 入社日前の提出をお願いします。

健保組合はマイナ保険証の利便性をさらに向上させるため、入社日前に資格取得届や被扶養者異動届の内容を点検（事前点検）します。



## 資格取得届と被扶養者異動届は、入社日前に提出してください。

資格取得届と被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）を入社日前に提出していただくことで、健保組合は届書の内容を「事前点検」(※1)して、入社日前に加入者のデータをオンライン資格確認等システムに登録します。



健保組合が入社日前にデータ登録を完了させることで、加入者と事業主に様々なメリットがあります。

入社日前の届け出にご協力ください。提出年月日は、資格取得予定日を記載(入力)してください。

【届出は原則、入社日の2週間前までに健保組合に提出してください。(※2)】

(※1) 事前点検は令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で定められた運用で、健保組合に限り認められた取り扱いです。

(※2) 被扶養異動届は審査に時間を要する場合がありますため、データ登録にお時間をいただく場合があります。

加入者の  
メリット

## 入社日からマイナ保険証が使えます！！

資格取得届等を入社日前(原則2週間前)に提出していただくことで、加入者は、**入社日からマイナ保険証で保険診療を受けることができます。**

【加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することができます。】

なお、資格確認書を利用する方も、資格確認書が手元に届くまでの期間が短縮します。



急に医療機関にかかる  
場合も安心ね！！

事業主の  
メリット

## 資格確認書の配布などの事務負担を軽減できます！！

健保組合はデータ登録にあわせて**加入者のマイナ保険証の保有状況などを確認し、資格確認書が必要な方に交付します。**

【資格確認書の可否を健保組合で確認するため、資格取得届等の資格確認書発行要否欄の記載および資格確認書交付申請書の提出は不要です。(事前点検で届出した者に限ります。)】

なお、健保組合で本当に資格確認書の交付が必要な方を確認して交付することから、加入者の思い違いによる交付申し出を防ぐことができ、資格確認書の配布・回収手続きが効率化(適正化)できます。



# 届書の事前点検に関するよくある質問



内定を取り消したなど入社日前に提出した内容に変更があった場合は、どうすればよいのですか？



入社日前に提出した内容に変更があった場合は、原則、入社日までにご連絡ください。

届け出た内容に変更があった場合は、訂正届を提出してください。  
内定取り消しなど、資格取得の事実がなくなった場合は、取消届を提出してください。

訂正届や取消届は電子データでの届け出ができません。恐れ入りますが、書面でご提出ください。



入社日から5日以内の届け出という取り扱いは、変更されたのですか？



法令上、5日以内の届け出に変更はありませんが、迅速にデータを登録するために、事業主と健保組合に対し、事前点検の仕組みを積極的に利用するよう厚生労働省から通知されています。

オンライン資格確認等システムへ迅速にデータ登録を完了するための事前点検の仕組みについては、令和5年3月1日付の厚生労働省事務連絡で取り扱いが示されています。※

また、令和6年12月2日の保険証の新規発行廃止を踏まえ、同年11月29日に厚生労働省から改めて事前点検の仕組みを利用するよう周知されました。

※本取り扱いは、健保組合に限った取り扱いです。(日本年金機構は対応していません。) 厚生年金のお届出の年金整理番号欄には、当健保組合が発行した決定通知書の被保険者番号を転記してください。  
なお、厚生労働省は、日本経済団体連合会にも事前点検への協力を依頼しています。